



今月のテーマ **テレワーク等のための設備投資減税の拡充**

まだまだ終息の見えない新型コロナウイルス問題ですが、事業活動に影響を受けた事業者に対する特別制度をNo.022でご紹介しております。そこで取り上げたテレワーク推進政策について新たな減税制度が設けられました。従来からあった特例に中小企業経営強化税制というものがありますが、一定の要件を満たした中小企業者等に特別償却や税額控除を認める制度で、今回この対象となる資産にテレワークのための設備投資が加えられました。今回は中小企業経営強化税制の拡充についてご紹介いたします。

1. 制度の内容

(1) 概要

青色申告書を提出する中小企業者等が、平成29年4月1日から令和3年3月31日の間に経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に基づき取得等をした一定の規模の設備について、指定事業の用に供した場合、特別償却又は取得価額の10%（資本金又は出資金の額が3,000万円超の中小企業者等は7%）の税額控除をすることができます。

(2) 中小企業者等

中小企業者等とは、資本金もしくは出資金の額が1億円以下の一定の法人や常時使用する従業員数が1,000人以下の個人をいいます。

(3) 経営力向上計画

経営力向上計画は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画をいいます。

(4) 指定事業

ほとんどの事業が適用対象となりますが、一部の業態は指定から除外されます。例えば一般的な飲食店業は対象となりますが、料亭・バー・キャバレー、性風俗関連特殊営業など一定のものは除外されます。

(5) 特別償却

下記2の適用対象設備については、その取得価額に相当する金額が減価償却限度額と認められています。つまり特別償却を利用することで購入年度の即時償却、つまり取得価額全額の減価償却が可能となります。

(6) 税額控除

(5)の特別償却に代えて、適用対象設備の取得価額の10%相当額をその年の法人税額から控除することができます。なお控除することができるのはその年の法人税額の20%が限度となります。また限度額を超えた部分の金額は1年間の繰り越しが認められており、翌年度の法人税額から控除することができます。

2. 適用対象設備

これまでは生産性を向上させる設備と収益力を強化する設備に対して特例の適用が認められていましたが、今回、テレワーク等のための設備が適用対象設備として加えられました。

類型	生産性向上設備	収益強化設備	デジタル化設備
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化いずれかに該当する設備
対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置 ◆工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア(情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置 ◆工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア 	<ul style="list-style-type: none"> ◆機械装置 ◆工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア

(国税庁 HP より)

3. 注意点

テレワーク等の設備を新規導入するにあたって受給した助成金についてNo.023で紹介した圧縮記帳を選択する場合は、本特例の適用を受けることはできませんのでご注意ください。